

井戸水を使用している方の下水道使用料について

下水道課 ☎66・1140

現在、市の下水道を利用している世帯のうち、井戸水を使用している家庭の下水道使用料は、申告に基づいて計算しています。

○トイレの水洗水

1人につき1㎡/月

○台所の使用水

1人につき1㎡/月

○洗濯の使用水

1人につき1㎡/月

○お風呂の使用水

1世帯2人まで4㎡/月とし、2人を超えると1人増すごとに1㎡/月加算

※なお、上水道と井戸水を併用している場合は、認定水量の1/2としています。家族の人数や井戸水を使う場所が変更した場合や、転居や転入などにより井戸水の使用を中止または開始した場合は、印鑑を持参のうえ下水道課へお届けください。

また、家を取り壊し、下水道を使用しない場合も届出が必要です。

放置自転車を撤去します

都市計画課 ☎66・1141

11月は「放置自転車クリーンキャンペーン」月です。

この期間中、市では駅周辺および公共駐輪場に放置してある自転車の撤去を行います。

自転車 を長期間放置されている方は、速やかにお持ち帰りください。

とき 11月中

ところ 市内16カ所の公共駐輪場

整理方法 公共駐輪場に置かれていた自転車を調査札を取り付けます。その後、2週間経過しても札が付いている自転車を保管場所へ移動します。

移動後の処置 撤去・保管した自転車について、車体の記名や防犯登録などから所有者が判明した場合は引き取り通知を送付します。その後6カ月間保管し、引き取りのない場合処分します。

※盗難自転車が発見されることがありますので、「自転車防犯登録」をしてください。

可燃ごみ・粗大ごみの持ち込み自粛のお願い

清掃課 ☎57・4100

ごみ焼却炉と粗大ごみ破砕設備の定期修理のため、可燃・粗大ごみの持ち込みを自粛してください。

ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

とき 11月16日(月)～12月4日(金)

ユトリーナ情報

清掃課 ☎57・4100

◆臨時休館のお知らせ

クリーンセンターの点検に伴い、ユトリーナ蒲郡も次の期間臨時休館します。

とき 11月16日(月)～23日(祝)の8日間

問合せ先 ユトリーナ蒲郡

☎57・0123



仕事と住宅を失った方に新しい支援が始まりました

福祉課 ☎66・1104

急激な経済情勢の悪化により、仕事と住宅を失った(失うおそれのある)方を支援する事業が10月から始まりました。

①住宅手当緊急特別措置事業

離職者が安心して就職活動を行い、就労ができるよう住宅手当を支給します。

支給額

・単身世帯：3万6千円以内
・複数世帯：4万6千600円以内

支給期間 6カ月以内

支給要件

- 次のすべてに該当する方
- ・2年以内に離職し原則収入がない状況で、主として世帯の生計を維持していた方
- ・就労意欲があり、現に就職活動をしている方
- ・同一世帯(親族)の預貯金の合計が100万円以下(単身世帯は50万円以下)
- ・国、県、市などの雇用施策による貸付または給付を受けていない方

申請方法

本人確認ができる書類(運

転免許証、住基カード、住民票など)、印鑑、離職証明書、同居の親族全員の金融機関の通帳などを持参の上、福祉課へ。

※各種証明書が必要ですが、あらかじめ電話でお問い合わせください。

②臨時特別つなぎ資金の貸付

失業給付などの公的支援を受けられない方のつなぎ支援として、住居のない離職者に生活資金を無利子で貸し付けます。貸付額 10万円以内

連帯保証人 不要

③総合支援資金の貸付

日常生活を営む上で困難を抱え、公的給付を受けられない低所得者世帯の方に生活資金を貸し付けます。

貸付の種類

- ・生活支援費(期間12カ月)
- ・住宅入居費用
- ・一時生活再建費

償還期間 6カ月据え置き期間経過後20年以内

連帯保証人 原則1人。ただし、いなくても貸付可。

利子 連帯保証人がいる場合は無利子。いない場合は年1.5%

問合せ ①は福祉課、②③は社会福祉協議会

☎69・33911